

2009年(平成21年)9月30日

宇治市議会議員各位

お知らせとお願い

開地区自治連合会会長	海老 温信
開ヶ丘自治会会長	堀江 ひさ代
一里ヶ丘住宅地自治会会長	金川 幸二
第二次水道問題対策委員会委員長	木村 正孝

1 開浄水場裁判が結審しました。

昨年一月、私たちは開浄水場の「体止」差し止めを求めて、京都地裁に訴えを起しましたが、このほど（9月29日）漸く結審となりました。

この間、裁判を理由にいっさいの協議に応じない宇治市に対して、私たちは、4次にわたる公開質問状で「体止決定」の違法性を指摘しつつ、裁判では、より一層具体的・説得的論証に努めてまいりました。私たちの主張してきたことは、以下の三点に集約できます。

(1) 私たち住民と宇治市との間の水道契約は、特殊な歴史的経緯に基づく「三者三様負担」原則（昭和53年1月17日に宇治市・開自治会・日産車体の3者間で締結された「覚書」）を柱とする、他には例を見ないきわめて特殊な契約である。

(2) この特殊契約に基づいて供給されている開浄水場の地下水を、一方的に府営水に切り替えることは明らかに違法であって、到底許されない。

(3) 被告が主張するあれこれの「体止」理由は、いずれもこの「特殊契約」を変更せざるを得ないような「特段の事由」には該当し得ず、しかも全て事実と反する恣意的で非科学的なものである。

2 宇治市は、なぜか具体的な抗弁を行いませんでした。

私たちは、上記主張をかなり具体的・説得的に立証し得たと考えています。しかし、宇治市は、どうしたわけか、「公開質問状」に対する「回答」で強弁した「反論」はもちろんの事、「体止理由」についての具体的立証は終になされませんでした。

3 議員の皆様をお願いします。

(1) 私たちの主張と宇治市の主張を、公開の裁判において、その是非を明らかにしたいとの強い思いをもって臨んだ私たちは、まるで「肩すかし」喰らった感じです。非常に残念に思います。

必要な資料は全てお渡しいたしますので、議員の皆様による検討をぜひともお願いします。

(2) 今、全国で地下水の重要性が再認識されてきています。宇治市でも、阪神淡路大震災の教訓をふまえて策定された「宇治市第4次総合計画」において「自己水源の確保」を重視しています。しかし、この間水道部が行ってきたことは、全く逆のことでした。（経済効率的にも小規模浄水場の方がはるかに有利なことは、今や常識です。）

宇治市の大切な資源「公水」である地下水を将来にわたって保全し、活用していくために「地下水保全条例」を策定するなど、皆様の一層のご尽力をお願いいたします。